

、普通選挙法案、新選出議員ノ普

大衆ノ中ノ其キ友ニシテ大衆中ニ在リタル者

ニ對シテ聯合會ノ選舉スル法案ニ當リテ如何に監督スル事ヲ

モ其ノ旨ヲ貫徹スルニ當リテ如何に監督スル事ヲ

モ其ノ旨ヲ貫徹スルニ當リテ如何に監督スル事ヲ

モ其ノ旨ヲ貫徹スルニ

一、同一スローヤニシテ其ノ當業人聯合會全體同様に支計額付シ

(實行ノ法)

其ノ法案ノ施行ノ法、並ニ全四府實施

四府計額ノ施行ノ法

三、選挙立候補者ノ資格

二、選挙金、選挙金ノ制限

一、選挙二府四府制

田代氏ノ討論會ノ要旨

財團法人協働會大阪支所

聯合會本部提案

(主 文)

現在施行サレテキル處ノ普通選挙法ナルモノハ、幾多ノ不合理ナル制限ニ依リテ、舊來ノ制限選挙法案ト大差ガナイ。吾等ハ徹底的普通選挙ノ獲得ノためニ猛運動ヲ開始スル

(理 由)

(一) 支配階級ガ所謂普通選挙ニ二十五歳以上ノ男子ナル制限ヲ附セル意圖ハ、封建的ブルジョアの因襲ニトラハレルコト少ナク、××的眞理ヲ卒直ニ受ケ入レ、眞理ノためニハ生命ヲ賭スル事ヲ辭セザル青年分子ヲ除外スル事ニ依ツテ選挙權ニ勝利セントスルニアルノダ。又無産階級ノ解放ニハ婦人人階級の奮起ガ絶対ニ必要ナノダ。而シテ支配階級ガ婦人ノ政治的權利ヲ剝奪スルノハ、政